

# 日本聖書翻訳研究会 規約

2021年9月2日施行

2022年3月25日改正

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この研究会は、日本聖書翻訳研究会と称する。

(設置)

第2条 この研究会は、事務局を一般財団法人日本聖書協会（東京都中央区銀座 4-5-1）内に置く。

(運営)

第3条 この研究会は、日本聖書協会が主催し、その諮問委員会である聖書協会共同訳諮問委員会の監督下で運営する。

2. この研究会は、1969年7月22日に発足し、2010年10月9日をもって解散した日本聖書翻訳研究会の理念を継承し、新たに結成されたものである。

## 第2章 目的および活動

(目的)

第4条 この研究会は、日本語への翻訳を中心とする聖書翻訳に関する学術的研究成果の発表と、調査研究と、あわせて会員相互の交流を促進し、その成果を機関誌に公表して、もって将来の聖書の翻訳改訂作業ならびに新しい翻訳事業に寄与することを目的とする。

(活動)

第5条 この研究会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) 研究発表、共同研究会、講演会等の開催
- (2) 機関誌、その他聖書翻訳に関する資料、文献の公刊
- (3) 学術調査、共同研究
- (4) 次世代の聖書翻訳者の育成
- (5) 会員相互の親睦と協力の促進

(運営)

第6条 この研究会は、日本聖書協会とこの研究会の役員によって運営される。

(開催)

第7条 この研究会は、毎年少なくとも1回、必要に応じて数回開催される。

### 第3章 会員

(会員)

第8条 会員は、聖書翻訳に関心がある者で、上記目的に賛同する者とする。

(入会)

第9条 会員になるためには、会員2名の推薦を必要とする。

2. 上記にかかわらず、『聖書 聖書協会共同訳』の翻訳者（原語・日本語）、編集委員、検討委員は、本人から事務局宛てに書面により申し出があれば、会員の推薦なしに会員とする。

(会費)

第10条 会員は年会費1,500円を支払う義務を負う。会費の納入は毎年4月以降に行う。入会希望者は、当該年度の会費納入をもって正式な会員と認められる。

2. 会員は第5条の活動全般に関わる通知を受け、機関誌1部の配布を受ける。
3. 上記にかかわらず、『聖書 聖書協会共同訳』の翻訳者（原語・日本語）、編集委員、検討委員の会員については、会費を免除する。

(退会)

第11条 会員は、退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

### 第4章 役員

(役員)

第12条 この研究会は、会員より選出された以下の役員を置く。

- (1) 会長1名、書記1名、機関誌編集担当役員若干名が役員会を構成する。
- (2) 機関誌編集担当役員は、会員から選出する。
- (3) 機関誌編集担当役員は、投稿された論文の査読と、機関誌に掲載する論文の決定について責任を負う。
- (4) 当面、機関紙編集担当役員は、聖書協会共同訳諮問委員会委員全員が兼任する。

(5) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会計と会の実務)

第13条 会計および会の実務は、日本聖書協会編集部が行う。

## 第5章 規約の改廃および解散

(規約の改廃)

第14条 この規約は、日本聖書協会からの申し出により、役員会の了承を得て変更することができる。

(解散)

第15条 この研究会は、日本聖書協会からの申し出により、役員会の了承を得て解散する。

附則 この規約は、2021年9月2日より施行する。

以上